

社会福祉法人富岳会 役員等退職慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人富岳会（以下「法人」という）の役員等の退職慰労金の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程の適用を受ける役員等の範囲は、この法人の理事、監事、評議員及び顧問の職にあつて非常勤の者とし、施設長等の常勤者が役員等の職を兼務するときは、この規程の対象としない。

(支払)

第3条 この法人の役員等として在職し退任したときは、退職慰労金を支給することができる。

- 2 退職慰労金の額については、別表の支給基準によるものとする。
- 3 退職慰労金は退職の日から1カ月以内に現金で支払う。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員等を退任後も法人の顧問、委員等の役職を継続して務める場合は、当該役職を退任後1カ月以内に退職慰労金を支払うこととする。

(在職期間の計算)

第4条 在職年数の計算は、就任の月から起算し、退任の月で終わる。

附 則

- 1 この規程は、平成29年 6月21日(定時評議員会の議決日)より施行する。
- 2 この規程は、令和 元年12月26日(定時評議員会の議決日)より施行する。

【別表】

退職慰労金の支給は、次のとおりとする。ただし、法人の事業に特別の功労があった者に対しては、この基準に定めるものの他、理事会が適当と認める額の支給並びに記念品を贈ることができるものとする。

役員等の期間	支給額（税抜）
5年未満のもの	10,000円
5年以上10年未満のもの	30,000円
10年以上15年未満のもの	50,000円
15年以上20年未満のもの	80,000円
20年以上のもの	100,000円